

(議事の要旨)

開始 14時00分

[西田委員長]

ただいまから、平成25年度第11回教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入ります前に、本日は傍聴希望者がございます。傍聴を許可したいと思いますと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の会議録署名は、高木委員にお願いいたします。

本日の案件は、追加案件も含めまして、議案10件です。

なお、議案第57号から議案第59号までの3件は公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認め、議案第57号から議案第59号までの3件は会議規則第12条により公開しない会議として、会議の最後に審議します。

それでは、議事に入ります。議案第50号・教育委員会職員人事の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第50号 教育委員会職員人事の専決処分について

[松本庶務課長事務取扱]

議案第50号・教育委員会職員人事の専決処分について、でございます。

提案理由につきましては、教育委員会職員に対する人事異動に伴う人事発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により人事発令を行いましたので、報告し承認を求めるものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思っております。

平成26年2月1日付発令、2名でございます。

職層名、職務名、氏名、新職務名、勤務等につきましては記載のとおりでございます。

説明については以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終了します。

お諮りします。教育委員会職員人事の専決処分について、を原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第50号は原案のとおり承認されました。

[西田委員長]

議案第51号・日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、議案第52号・日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について、議案第53号・日野市教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規則の制定について、議案第54号・日野市立教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。

なお、この4件の議題は一括議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認め、一括議題といたします。それでは、事務局より提案理由の説明をお願いします。

- 議案第51号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第52号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について
- 議案第53号 日野市教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規則の制定について
- 議案第54号 日野市立教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

[松本庶務課長事務取扱]

議案第51号・日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、でございます。

提案理由につきましては、平成26年4月1日に日野市発達・教育支援センターが開設されることに伴い、福祉と教育が一体となった相談及び支援をより充実させるため、組織の名称及び事務分掌の一部を改正するものでございます。

5ページの新旧対照表にてご説明したいと思います。

まず、第2条の見出しの中の「チーム」、これを削ります。それから同条中の「、チーム」を削り、一番下の「特別支援教育推進チーム」を「教育支援課 特別支援教育・教育相談係」に改めます。

第3条第1項中「、チームにチームリーダー」を削り、同条第2項及び第4項中「、室及びチーム」を「及び室」に改めます。第5項中「チーム」を「教育支援課」に改めます。第6項「及びチーム、」を削ります。

第4条第3項中「、室長及びチームリーダー」を「及び室長」に改めます。

第5条中の「、チーム」を削ります。そして同条表の中の庶務課庶務係の項第13号中の「、室及びチーム」、これを「及び室」に改めます。それから学校課指導係の項の第7号

「教育相談に関すること」、これを「学校における学習、生活、進路等の相談に関すること」と改めます。8ページにつきましては、表のとおりに改めます。「特別支援教育推進チーム」を「教育支援課」、その下のところに「特別支援教育・教育相談係」という形にしました。そして（1）から（4）までを（1）から（6）という形に改めるものでございます。

付則でございます。この規則は、平成26年4月1日から施行するものでございます。議案第51号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第52号をご説明させていただきます。議案第52号・日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について、でございます。

日野市教育委員会事務局処務規則の改正に伴い、一部を改正するものでございます。

11ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表にてご説明をさせていただきますと思います。

第2条第6号中「、室長及びチームリーダー」を「及び室長」に改めます。

第14条の見出し中「特別支援教育推進チームリーダー」を「教育支援課長」に改め、同条中の「特別支援教育推進チームリーダー」を「教育支援課長」に改めます。それから、「特別支援教育」を「特別支援教育及び教育相談」に改めるものでございます。

この規則につきましても、平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第53号・日野市教育委員会所管職員の通勤時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規則の制定について、でございます。

提案理由につきましては、平成26年4月1日に日野市発達・教育支援センターが開設されることに伴い、同センター内に勤務する教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程を追加するものでございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。新しく教育支援課が設置されますので、それに伴いまして、所属、種別、勤務時間、休憩時間、週休日等を表に記載のとおり追加するものでございます。

この規則につきましても、平成26年4月1日から施行するものでございます。

議案第51号から第53号につきましては、以上でございます。

[渡辺教育センター事務長]

続きまして、17ページの議案第54号・日野市立教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、でございます。

提案理由でございます。平成26年4月1日に日野市発達・教育支援センターが開設されることに伴い、教育センターから教育相談に係わる機能を同支援センターに移行するものでございます。

19ページをお開きください。新旧対照表でご説明いたします。

改正の内容につきましては、右側の旧の対照表中第5条の表相談部の項中第1号から第4号までのものを、左側の新、第1号「学校生活への適応についての相談及び援助に関すること。」と改めるものでございます。

付則でございます。この規則は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

高木委員。

[高木委員]

51号の関係と53号の関係で質問があります。まず51号の関係で、議案書の7ページになるんですが、学校課指導係の内容について、「教育相談に関すること」が、「学校における学習、生活、進路等の相談に関すること」に改められるということで、文言がどちらかというところだと改正前のほうが漠然とした意味合いで、相談活用の範囲が広いのかなという感じがするわけですが、改定を行うこととなった背景や、現実的な運用上の変更点が生じる可能性があるのか、その2点についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

[大野教育部参事]

7ページの(7)の右側の教育相談に関すること、これにつきましては8ページの左側の教育支援課(6)教育相談に関することということで、新たにできます発達・教育支援センターのほうが主に教育相談を所管することとなります。その関係で7ページ(7)の新におきましては、指導係のほうは実態に即した表現がふさわしいということでこのように改定しております。運用につきましても、ただ今説明いたしましたように教育相談に関しましては発達・教育支援センターのほうに担当して参ることとなります。

[米田教育長]

補足で、現状で学校課の指導係に入っている相談内容が新のほうに記載されている内容ということですので、実態としては、現在とこの改正によって全く何ら変わりはありません。

[高木委員]

わかりました。続いて53号の関係で、議案書の16ページですが、今回、教育支援課が新しく設置されるということで、新しい勤務時間あるいは休憩時間等についての定めをするということになっています。この教育支援課は午前8時半から午後9時までの1日当たり9.5時間の業務の時間帯が設けられており、実際の割り振りについては「教育長が定める」という文言になっていますが、具体的な割り振りの考え方といいますか時間帯等含めて、決まっているならばご説明いただければありがたいと思いますので、よろしくお願いたします。

[根津特別支援教育推進チームリーダー]

今、勤務時間と実際の職員の配置の割り振りということでいただきました。職員につきましては、午前8時半から午後5時15分まで勤務する者と午前9時15分から午後6時まで勤務する者ということで、実際こちらの発達・教育支援センターの開館時間としましては午前9時から午後6時までということになっておりますので、その時間帯をカバーできるような職員配置をしていきたいということでこのように定めているものでございます。

[西田委員長]

ほかに、ご質問ございませんか。濱屋委員。

[濱屋委員]

51号について、議案書の8ページです。新しく決まった教育支援課の職務の中で、(6)

のところで教育相談及びその支援に関することというのが加わりました。この文を読むと相談内容によってはその次の取組を想定しているように思えるのですが、具体的な取組についてどのようなものを考えているか、アイデアがあれば教えていただければと思います。

[根津特別支援教育推進チームリーダー]

新しく教育相談のほかに、その支援ということでご質問をいただきました。こちらのその支援ということですが、今までは相談業務を中心ということで行ってまいりました。今度は発達・教育支援センターということで発達面のことも詳しくできるということと、この支援センターの中には市民の専門家のほかに、ほかの理学療法士であったり作業療法士であったり、またスクールソーシャルワーカーであったりとか、そういった専門的な人材も配置する予定になっております。そういった専門の方々の力を借りて教育相談からつなげていって、専門家の支援もいただきながら、相談体制の充実と支援体制の充実ということで努めてまいりたいということでこのように書かせていただいているところでございます。

[濱屋委員]

わかりました。福祉と教育が一体になった大事な取組だと思いますので、幅広く支援していただければと思います。

[西田委員長]

ほかにございませんでしょうか。

[西田委員長]

質問がなければご意見を伺います。ご意見はございませんか。高木委員。

[高木委員]

今回のこの発達・教育支援センターについては、福祉の場面と教育の場面のコラボレーションといいますか、融合ということで、斬新なかつ先駆的なものであり、ある意味では慣れないといいますか、先駆的であるが故にいろいろ課題も出てくることも想定されます。

建物だけではなく中身の運営も含めて非常に市民の皆さんからの期待が大きいところだと思いますので、そのときには相談者の目線といいますか立場に立った形できちんと改善が図れるように、また、広く、オープンな形で途中経過について報告いただくなり、課題についてはみんなで認識をあわせていきたいと考えていますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

[西田委員長]

ほかにご意見、要望ございませんか。

[西田委員長]

ないようですので、ご質問・ご意見はこれにて終結します。

1件ずつお諮りします。

議案第51号・日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第51号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第52号・日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の) 声あり

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第52号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第53号・日野市教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第53号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第54号・日野市立教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第54号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第55号・日野市立学校の学校医の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第55号 日野市立学校の学校医の委嘱について

[鈴木学校課長]

議案第55号・日野市立学校の学校医の委嘱について、でございます。

提案理由でございます。平成26年3月31日をもって日野市立学校の学校医の任期が満了となるため、平成26・27年度の学校医を委嘱するものでございます。

22ページから23ページ中ほどまで記載のものが小学校、23ページ中ほど下から24ページ中ほどまでが中学校になっています。24ページ中ほどから幼稚園ということになっております。

学校医の任期でございます。平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

濱屋委員。

[濱屋委員]

学校保健安全法という法律の学校医の職務の中に、校長先生の求めにより救急措置に従

事することというものがありますが、具体的にこの例というのはここ数年であったかどうかということをもっと聞きたいと思えます。

[鈴木学校課長]

緊急時に学校医に相談するというよりも、すぐに救急車に連絡したりですとか、市立病院と連携をしておりますので、そちらのほうに相談するということはありました。

具体的には、今おっしゃいました学校保健安全法の中では、健康相談、保健指導を行うにあたって地域の医療機関と連携をするという形で学校医をお願いしているところがございます。

[西田委員長]

ほかに質問はございませんか。

[西田委員長]

ご意見を伺います。いかがでしょうか。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立学校の学校医の委嘱について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第55号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第56号・第5期日野市郷土資料館協議会委員の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第56号 第5期日野市郷土資料館協議会委員の任命について

[岡田郷土資料館長]

議案第56号・第5期日野市郷土資料館協議会委員の任命について、でございます。

提案理由でございます。第4期日野市郷土資料館協議会委員の任期満了に伴い、次の者を第5期日野市郷土資料館協議会委員に任命するものです。

26ページをお開きください。第5期日野市郷土資料館協議会委員の一覧でございます。郷土資料館条例は平成24年に一部改正を行い、公募市民委員を協議会委員に任命することといたしました。第4期委員の任命につきましては改正条例の施行以前であったため旧条例を適用しましたので、今回が改正後条例に基づく公募市民委員の初めての任命となります。一覧表で申し上げますと9番、10番の方が公募市民委員でございます。

なお、第5期委員の任期につきましては、平成26年3月4日から平成28年3月3日までの2年間となります。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

岡本委員。

[岡本委員]

今、公募による委員の方は初めてとお聞きしましたが、郷土資料館につきましては昨年の市制施行50周年のときもそうでしたように大変注目をされています。そしてまた、子どもたちの教育の面についてもいろいろな体験事業ですとか、あるいは展示であるとか、そういうことを実施しているかと思います。この2名の方は郷土資料館協議会委員は初めてのようですので、郷土資料館を今後運営していく上においてのご意見等をいただいているようでしたら、参考までにお聞かせ願いたいと思います。

[岡田郷土資料館長]

ご意見の中には郷土資料館が比較的ICT活用の部分でまだ少し遅れているのではないかというご意見もいただいております。また、建設的な部分といたしましては、今後の郷土資料館の在り方について提言をいただいたということもございました。

[岡本委員]

私も常日頃からそういうことを感じております。実際、ご意見を受けて取り組みを行うということは大変だとは思いますが、現在、それらの課題を郷土資料館としてどのようにお考えなのか、方向性で結構ですのでお話いただきたいと思います。

[岡田郷土資料館長]

郷土資料館といたしまして、古文書に関しましてデジタル化の作業を進めております。そちらにつきましては、マイクロフィルムのデジタル化ということを経年少しずつですが進めておまして、そちらを近い将来、市民の方に公開できるような形のデジタルデータに替えていきながら、できましたら早急にホームページで公開したいと考えております。今のところ、データが多量にあるものですから処理しきれない部分がございます、近い将来というような形で進めさせていただいております。

[西田委員長]

高木委員、お願いします。

[高木委員]

今回、公募は初めてということですが、市民の方の公募の条件や、応募人数、それから、今回2名の方を任命しているわけですが、その選出の過程、決まったお二人について個人情報にふれる部分は紹介いただけないかもしれませんが、簡単なプロフィール等を紹介いただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

[岡田郷土資料館長]

今回、公募市民の方を選ばせていただくにあたりましては、800字程度で、タイトルといたしましては「郷土資料館に期待すること」ということで作文を提出していただきました。こちらについて郷土資料館協議会市民委員選考委員会を設置いたしまして、審査を行った上で市民委員を選任させていただきました。

[高木委員]

全体としては何名の方に応募いただいたんですか。

[岡田郷土資料館長]

全体といたしまして、条例上、公募市民委員につきましては2名以内というような形になっておりますが、4名の方から応募をいただきました。その方々について選考させてい

ただきました。男女比、そして選考委員会の委員の皆様の審査の合計得点等を勘案しながら、9番、10番のお二人について選任させていただきました。

[高木委員]
簡単にプロフィールをご紹介いただけますか。

[岡田郷土資料館長]
9番の方については女性の方、10番については男性の方ということでございます。9番の方につきましては、郷土資料館の団体活動の中で活動されていらっしゃるということで郷土資料館に非常に詳しい方でございます。10番の方につきましては、男性の方で大学の非常勤講師をされている方でございます。

[西田委員長]
ほかによろしいでしょうか。質問はございませんか。

[西田委員長]
ご質問がないようです。ご意見はございませんか。

[西田委員長]
ご質問、ご意見がなければ、これにて質問、ご意見は終結します。
お諮りします。第5期日野市郷土資料館協議会委員の任命について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]
異議なしと認めます。議案第56号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]
これより議案第57号から議案第59号の審議に入りますが、本件につきましては公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]
異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員と傍聴の方は退席してください。なお、本件の終了をもって、平成25年度第11回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係者以外退室)

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

「教育管理職の異動（内申）について」

は公開しない会議の中で審議。

[西田委員長]

以上をもちまして本日の案件はすべて終了しました。これにて平成25年度第11回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 14時45分